

2 回 目

## 議会運営委員会の概要

### 1 議会運営委員会発議の意見書（案）について

・加賀委員長から、別紙「台湾の世界保健機関（WHO）への加盟を求める意見書（案）」により、本県にとって観光・貿易の重要なパートナーである台湾が、WHOに加盟することについて、国が働きかけ等を行うことを要望する意見書案を、議会運営委員会の総意として、本会議に提出することが諮られ、了承された。

### 2 議会運営委員会発議の決議（案）について

・加賀委員長から、別紙「緊急事態宣言下において県民の生命と健康を守る医療従事者等に対し敬意と感謝の意を表する決議（案）」により、新型コロナウイルス感染症が拡大している中、医療の最前線で昼夜を問わず奮闘し、県民の生命と健康を守り暮らしを支えている医療従事者を誇りに思い、最大限の敬意と感謝の意を表す決議案を、議会運営委員会の総意として、本会議に提出することが諮られ、了承された。

### 3 再開後の議事について

・議事調査課長から、別紙「会議順序表（再開後）」により、再開後の議事日程等の説明があり、了承された。

### 4 閉会中の委員会の開催について

・加賀委員長から、別紙「閉会中の委員会の開催について（案）」により、この後の本会議において、新型コロナウイルス感染症対策特別委員会の設置発議が可決された場合には、5月18日の議会運営委員会終了後に開催し、また、閉会中の常任委員会の開催は、議会の先例では、原則として1回を限度としているところだが、日々状況が変化している中、新型コロナウイルス感染症への対応について、執行部から聴取し、審議を行

う必要があるため、特別委員会終了後に、各常任委員会を特例的に開催することが説明され、了承された。

## 5 その他

- ・休業要請に対する遊戯施設等の休業状況について

### 【発言概要、質疑等】

(矢吹委員) 休業要請に対して、県外パチンコ店が営業を継続している旨の報道がなされているが、県内で休業要請に応じていない所はあるか。

⇒ (防災くらし安心部長) 4月25日から5月10日の期間で、一定の業種に対する休業要請や、飲食業の夜間の営業自粛要請を行っている。県で把握している範囲で、ゴルフ場では、県営と1つの民間ゴルフ場が休業しており、その他のゴルフ場は営業しているので、引続き関係団体を通じて休業要請しているところである。次にインターネットカフェでは、4月26日に一部営業を続けているという情報があり、同日中に把握しているインターネットカフェに対して店舗ごとに休業要請を行っている。また、本社が県外にある場合もあり、本社へも併せて要請している。県把握のインターネットカフェは6店舗あるが、そのうち1店舗が明日から休業するという説明をいただいている。

(矢吹委員) 宿泊施設が休業となると、インターネットカフェに人が流れてくるのが心配されるが、そちらへの対応はどのように考えているのか。

⇒ (防災くらし安心部長) 夜間の宿泊場所として利用されているかについて、各店舗を回りながら聴いているが、一部店舗では宿泊場所としている実態が見受けられるという話もあったので、そのような方に対しては、県で宿泊できる所を別途用意しているので、そちらを案内する形をとっている。インターネットカフェに対して休業要請をお願いする際には、そのようなことも含めて繰り返し周知・要請していくことになる。

また、特別措置法の45条に基づく要請、公表という手続きがあるが、国との事前協議が求められており、手続きを踏みながら準備していきたいと考えている。

(島津委員) 県内パチンコ店の休業要請への対応状況はどうか。

⇒ (防災くらし安心部長) 県内パチンコ店は、休業要請に応じて全て休業している。

## 6 次回議運開催日時

- ・令和2年5月18日(月) 午前10時

## 7 本会議再開時刻

- ・議会運営委員会終了後、直ちに開議されることが決定された。

# 議 会 運 営 委 員 会 協 議 事 項

令和2年4月30日（木）

各常任委員会終了後

1 議会運営委員会発議の意見書（案）について

2 議会運営委員会発議の決議（案）について

3 再開後の議事について

4 閉会中の委員会の開催について

5 その他

6 次回議運開催日時

5月18日（月）午前10時

7 本会議再開時刻

意見書(案)

台湾の世界保健機関(WHO)への加盟を求める意見書

台湾は、本県にとって観光・貿易の重要なパートナーである。観光においては、平成30年の本県への外国人旅行者25万2千人のうち約54%を台湾からの旅行者で占めており、経済的には平成27年から県内企業と現地バイヤーとの商談会が実施される等のつながりがある。また、東日本大震災が発生した際には、台湾から医療資材をはじめとした多数の支援物資が迅速に提供されるなど深い絆がある。

人々の往来が増加する中、感染症の拡大を防止するためには、世界的な公衆衛生危機対応の強化が不可欠であり、防疫に係る地理的空白を生じさせることがあってはならない。今般の新型コロナウイルス感染症の世界的流行において、その封じ込めに最も成功している地域の1つが台湾であることは言を待たない。

台湾は、平成21年以降8年連続でWHO年次総会へオブザーバーで参加し、保健衛生分野において国際貢献してきたにもかかわらず、平成29年より参加が叶わない状況となっている。日本・米国等国際的な働きかけによって、今回の新型コロナウイルス感染症流行の中、専門家会合への参加は認められたが、オブザーバーでの参加は認められず不合理な状況である。

WHO憲章は、「人権、宗教、政治信条や経済的・社会的条件によって差別されることなく、最高水準の健康に恵まれることは、あらゆる人々にとっての基本的な人権のひとつ」と掲げており、台湾がいかなる政権であっても、保健衛生分野の豊富な知見・経験を持つ台湾の参加を妨げてはならない。

よって、国においては、台湾のWHOへの加盟を支持し必要な支援のため、下記事項に取り組まれるよう、強く要望する。

記

台湾のWHOへの加盟実現に向け、米国はじめ台湾の参加支持を表明している関係各国と連携し、新規加盟国について承認する権限を有しているテドロス事務局長はじめWHO事務局への働きかけを行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和 年 月 日

衆議院議長  
参議院議長  
内閣総理大臣  
内閣官房長官 　あて  
外務大臣  
厚生労働大臣

山形県議会議長 金澤 忠一

以上、発議する。

令和 年 月 日

提出者 山形県議会議会運営委員長 加賀 正和

決 議 (案)

緊急事態宣言下において県民の生命と健康を守る医療従事者等に  
対し敬意と感謝の意を表する決議

新型コロナウイルス感染症が世界中で猛威をふるう中、我が国では4月7日に改正新型コロナウイルス感染症等対策特別措置法に基づく初の緊急事態宣言が発令され、人々の生活や経済活動は大きく制約を受けている。

本県においても、3月31日に初の感染が確認されて以来、県内各地で感染が報告され、県民生活はもとより、特に検査・医療現場において、これまで経験したことのない危機に直面している。

全国的には、医療従事者が、いわれなき偏見や差別を受けているとの不本意な報道がある中、本県において爆発的な感染拡大に至っていないのは、感染リスクにさらされながら緊張が続く現場での医療従事者の方々の献身的な努力によるものである。

よって、本県議会は、医療従事者をはじめ新型コロナウイルス対策に携わっている全ての人々に対し、最大限の敬意と感謝の意を表するとともに、その活動を全面的に力強く支える議会活動を展開していく。

以上、決議する。

令和 年 月 日

山 形 県 議 会

以上、発議する。

令和 年 月 日

提 出 者 山形県議会議会運営委員長 加 賀 正 和

# 会 議 順 序 表 (再開後)

[議事日程第 1 号]

令和 2 年 4 月 3 0 日 (木)

	会 議 ・ 議 事 順 序	採決方法
1	<p style="text-align: center;">&lt; 再 開 &gt;</p> <p>○ 議案上程 (議第 8 1 号から議第 8 6 号までの 6 件)</p> <p>○ 常任委員長報告</p> <p style="padding-left: 2em;">文 教 公 安 常任委員長 厚 生 環 境 常任委員長 農 林 水 産 常任委員長 商工労働観光 常任委員長 建 設 常任委員長 総 務 常任委員長</p> <p>○ 採決 (議第 8 1 号から議第 8 6 号までの 6 議案)</p>	簡 易
2	<p>○ 新型コロナウイルス感染症対策特別委員会の設置についての発議案 上程・採決 (発議第 7 号)</p>	簡 易
3	<p>○ 緊急を要する事件の認定・日程追加 (発議第 8 号及び発議第 9 号)</p>	
4	<p>○ 意見書案上程・採決 (発議第 8 号)</p>	簡 易
5	<p>○ 決議案上程・提出者説明 (発議第 9 号) 議会運営委員長 加 賀 正 和 議員</p> <p>○ 採決</p> <p style="text-align: center;">&lt; 閉 会 &gt;</p>	簡 易

発議第7号

新型コロナウイルス感染症対策特別委員会の設置について（案）

- 1 山形県議会委員会条例（昭和50年3月県条例第5号）第3条の規定により、本議会に委員41人をもって構成する新型コロナウイルス感染症対策特別委員会（以下「本委員会」という。）を設置する。

本委員会は、議長及び副議長を除く全議員をもって構成する。

- 2 新型コロナウイルス感染症が世界的に蔓延する中、我が国においても全国的かつ急速に感染が拡大し、新型コロナウイルスの感染防止に向けた「緊急事態宣言」の対象区域が全都道府県に拡大されるなど、県民生活と地域経済に甚大な影響が生じている。

本委員会は、本県における新型コロナウイルスの影響と対策を調査し、広く県民の声を踏まえた国への意見書や提言等を取りまとめるなど現在の状況を一刻も早く打破するために必要な活動を行う。

- 3 本委員会内に本委員会の運営等について協議、調整を行うため山形県議会会議規則第123条第2項の規定により、新型コロナウイルス感染症対策特別委員会理事会（以下「理事会」という。）を設置する。

理事会は、各常任委員長、議会運営委員長及び副委員長、交渉会派から推薦のあった委員2人をもって構成する。

理事会に座長を置き、理事会は座長が招集する。

- 4 本委員会は、閉会中も調査できるものとし、議会において審査終了を議決するまで在置するものとする。

以上の議案を、山形県議会会議規則第13条第2項の規定により提出します。

令和2年4月30日

山形県議会議長 金 澤 忠 一 殿

提出者 山形県議会議会運営委員長 加 賀 正 和

## 閉会中の委員会の開催について（案）

委 員 会	日 時
新型コロナウイルス 感染症対策特別委員会 (※)	5月18日（月）議会運営委員会終了後
常任委員会	5月18日（月）特別委員会終了後 （午後1時目途）

※ この後の本会議において設置発議が可決された場合